別記第１　ページ種別が‘０’の場合の地震動情報

地震動情報は、地震動警報の対象地域を示す領域とし、地震動警報の対象地域を含む地域に割り当てられるビットは‘０’、地震動警報の対象地域を含まない地域に割り当てられるビットは‘１’とする。なお、地震動情報を送出しない場合は、すべて‘１’とする。

ビット割当て	地　域	ビット割当て	地　域	ビット割当て	地　域
B_{56}	北海道道央	B_{75}	新潟県	B_{94}	広島県
B_{57}	北海道道南	B_{76}	富山県	B_{95}	徳島県
B_{58}	北海道道北	B_{77}	石川県	B_{96}	香川県
B_{59}	北海道道東	B_{78}	福井県	B_{97}	愛媛県
B_{60}	青森県	B_{79}	山梨県	B_{98}	高知県
B_{61}	岩手県	B_{80}	長野県	B_{99}	山口県
B_{62}	宮城県	B_{81}	岐阜県	B_{100}	福岡県
B_{63}	秋田県	B_{82}	静岡県	B_{101}	佐賀県
B_{64}	山形県	B_{83}	愛知県	B_{102}	長崎県
B_{65}	福島県	B_{84}	三重県	B_{103}	熊本県
B_{66}	茨城県	B_{85}	滋賀県	B_{104}	大分県
B_{67}	栃木県	B_{86}	京都府	B_{105}	宮崎県
B_{68}	群馬県	B_{87}	大阪府	B_{106}	鹿児島
B_{69}	埼玉県	B_{88}	兵庫県	B_{107}	奄美諸島
B_{70}	千葉県	B_{89}	奈良県	B_{108}	沖縄本島
B_{71}	東京	B_{90}	和歌山県	B_{109}	大東島
B_{72}	伊豆諸島	B_{91}	鳥取県	B_{110}	宮古島
B_{73}	小笠原	B_{92}	島根県	B_{111}	八重山
B_{74}	神奈川県	B_{93}	岡山県		

注１　北海道道央は、赤平市、芦別市、石狩市、岩見沢市、歌志内市、恵庭市、江別市、小樽市、北広島市、札幌市、砂川市、滝川市、千歳市、美唄市、深川市、三笠市及び夕張市並びに石狩支庁管内、後志支庁管内及び空知支庁管内のことをいう。

２　北海道道南は、伊達市、苫小牧市、登別市、函館市、北斗市及び室蘭市並びに胆振支庁管内、渡島支庁管内、日高支庁管内及び檜山支庁管内のことをいう。

３　北海道道北は、旭川市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市及び稚内市並びに上川支庁管内、宗谷支庁管内及び留萌支庁管内のことをいう。

４　北海道道東は、網走市、帯広市、北見市、釧路市、根室市及び紋別市並びに網走支庁管内、釧路支庁管内、十勝支庁管内及び根室支庁管内（得撫郡、新知郡及び占守郡を除く。）のことをいう。

５　東京は、東京都（大島支庁管内、小笠原支庁管内、八丈支庁管内及び三宅支庁管内を除く。）のことをいう。

６　伊豆諸島は、大島支庁管内、八丈支庁管内及び三宅支庁管内（須美寿島、鳥島及びベヨネイス列岩を除く。）のことをいう。

７　小笠原は、小笠原支庁管内のことをいう。

８　鹿児島は、鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）のことをいう。

９　奄美諸島は、奄美市及び大島郡のことをいう。

10　沖縄本島は、糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、国頭郡、島尻郡（北大東村及び南大東村を除く。）及び中頭郡のことをいう。

11　大東島は、島尻郡（北大東村及び南大東村に限る。）のことをいう。

12　宮古島は、宮古島市及び宮古郡のことをいう。

13　八重山は、石垣市及び八重山郡のことをいう。

別記第２　ページ種別が‘１’の場合の地震動情報

B_{56}	B_{57}	B_{58}～B_{66}	B_{67}	B_{68}	B_{69}～B_{78}	B_{79}	B_{80}～B_{90}	B_{91}～B_{100}	B_{101}～B_{110}	B_{111}
地震動情報総数	地震動情報識別	地震動警報識別	情報種別	北緯南緯フラグ	緯度情報	西経東経フラグ	経度情報	深度情報	発生時刻	未定義
1	1	9	1	1	10	1	11	10	10	1

注１　地震動情報総数は、伝送されている地震動情報の総数を識別するために使用する領域とし、総数が１の場合は‘０’、総数が２の場合は‘１’とする。

２　地震動情報識別は、伝送されている地震動情報を識別するために使用する領域とする。

３　地震動警報識別は、地震動警報を識別するために使用する領域とする。

４　情報種別は、地震動警報の種別を識別するために使用する領域とし、地震動情報が、地震動警報が行われたことを示す場合は‘０’、地震動警報が取り消されたことを示す場合は‘１’とする。なお、地震動警報が取り消されたことを示す場合、B_{68}～B_{110}は全て‘１’とする。

５　北緯南緯フラグは、‘０’は北緯、‘１’は南緯を示すものとする。

６　緯度情報は、震源の緯度を表すために使用する領域とし、その値は、緯度に10を乗じた値を２進数表示した値とする。

７　西経東経フラグは、‘０’は東経、‘１’は西経を示すものとする。

８　経度情報は、震源の経度を表すために使用する領域とし、その値は、経度に10を乗じた値を２進数表示した値とする。

９　深度情報は、震源の深さを表すために使用する領域とし、その値は、深度（キロメートル）を２進数表示した値とする。

10　発生時刻は、地震動の発生時刻を表すために使用する領域とする。

11　未定義は、‘１’とする。

別表第３　信号識別が地震動警報詳細情報なしを表す場合の地震動警報詳細情報の構成

B_{24}～B_{55}	B_{56}～B_{66}	B_{67}～B_{111}
未定義	放送事業者識別	未定義
32	11	45

注１　放送事業者識別は、放送事業者を識別するために使用する領域とする。

２　未定義は、全て‘１’とする。

○総務省告示第七百二十号

有線テレビジョン放送法施行規則（昭和四十七年郵政省令第四十号）第二十六条の十六第三項第三号の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第五百二十二号（デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームくシダ情報の構成を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二十日　　総務大臣　原口　一博

別表に次の注を加える。

13　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成15年総務省令第26号）第20条の２第１項第２号に規定する地震動警報情報を伝送するためのＡＣ信号を併せ送る放送を再送信する場合において、当該放送に当該ＡＣ信号を併せ送るときは、拡張領域の先頭204ビットにＡＣシンボルを配置するものとする。